平成２１年（フ）第４５２号
盛岡市上米内字赤坂28番地13　館澤荘２号
債務者　藤澤　順子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４５６号
盛岡市永井11地割21番地７
債務者　細川　勇樹
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６３号
盛岡市緑が丘３丁目30番８号　グリーンヒルハイツ102号、旧住所盛岡市箱清水２丁目４番31号　コンフォートフラッツ２ｎｄ―105号
債務者　内田　友紀
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２３８号
群馬県前橋市稲荷新田町287番地　シャルマンハイムＡ―101号
債務者　六本木佐和子（旧姓阿久澤）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２９号
群馬県伊勢崎市富塚町228番地18
債務者　小島　節子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３４３号
群馬県渋川市有馬651番地１　第３戸塚ハイツ232
債務者　生方　寛子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目588番地８
債務者　小此木美由紀（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３６４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原1082番地６
債務者　高瀬　豊巳
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７０号
群馬県伊勢崎市新栄町3826番地７　市営住宅2428
債務者　萩原　真弓（旧姓湯本）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７１号
群馬県伊勢崎市豊城町2113番地５　市営住宅2120
債務者　須藤　茂子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７３号
群馬県前橋市三俣町３丁目26番地10
債務者　柳澤　五郎
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３８３号
群馬県前橋市下新田町632番地４
債務者　岩沢　美紀（旧姓木暮）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１８４号
埼玉県行田市緑町11番34号
債務者　小泉　敏之
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８５号
埼玉県羽生市西５丁目13番地１　ハムステットＢ―102
債務者　古屋さつき
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３３号
京都市伏見区向島東定請10番地の１
債務者　高矢　睦彦
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３４号
京都市伏見区向島東定請10番地の１
債務者　高矢　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
京都市伏見区深草大亀谷東寺町98番地３
債務者　角野ますみ
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係